

「休業協定書」の締結にあたって

本部は、1月20日13時30分をもって「休業協定書」を締結しました。

会社は1月8日、一時帰休について団体交渉を行いたいと本部窓口に申し出があり、本部は1月15日団体交渉を開催し、会社から「休業協定書」締結についての提案を受けました。

団体交渉では、その目的や詳細、取り扱いなどについて確認すると共に、「一時帰休せざるを得ないほど経営が圧迫しているのか」「経営が厳しいのなら、まずはリニア建設を中止するべきではないのか」「3兆円の財政投融资を受けていて、さらに雇用調整助成金を受け取るのは世間から批判される」などと会社を迫りました。会社は、「新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が出され、2月28日まで新幹線の運転を減少させることにより、業務が減少する。勤務させるか、一時帰休させるかの二択の中で、経営状況も厳しいことから一時帰休として雇用調整助成金を申請する判断をした」「あくまでも一時的なことであり、リニア建設を中止する考えはない」「世間から批判されるとは考えていない」など、考え方の違いが明らかになりました。

本部は持ち帰り検討するとし、会社に対して改めて一時帰休の勤務認証、労働義務の有無、出向社員の取り扱い、一時帰休での教育訓練について確認しました。会社からは、「一時帰休の勤務認証は『休業』である。労働義務はない。出向社員は出向会社の取り扱いによる。一時帰休での教育訓練は無い。非常呼び出しに応じるか応じないかは任意である」との回答を受けました。

本部は1月19日、第8回中央執行委員会において、「休業協定書」の締結について議論し、考え方の違いはあるにせよ、新型コロナウイルスの感染拡大やそのための緊急事態宣言の状況下で、限定的に一時帰休することはやむを得ない。しかし、このことが賃上げや夏季手当を抑制させる理由にはならない。春闘をしっかりと闘い、賃上げ、夏季手当要求を満額獲得することを確認し、「休業協定書」を締結する判断をしました。

JR東海ユニオンの『ぎょうむそくほう』No.1376に見られるように、「雇用不安なのだから、賃上げも夏季手当も我慢して耐える」ようなことを、JR東海労は断じて認めません。リニア建設をやめず、破格の役員報酬が保持されていて我慢など必要なしです。

なお、締結にあたって、詳細について議事録確認を申し入れましたが、会社は拒否しました。しかしながら、組合員に不利益なことはないこと、団体交渉やその後の確認事項について、会社が必ず守ることを確認しました。

2021年1月20日

JR東海労働組合中央本部